

様式第二十五（第二十三条関係）（平21経産令42・追加）

表	
立 入 検 査 員 証 第 号 官 職 氏 名 （ 年 月 日生） 上記の者は経済連携協定に基づく 特定原産地証明書の発給等に関する 法律第7条の12の規定による立入検 査又は質問を行う職員であることを 証明する。 年 月 日発行 経済産業大臣 印	写 印 真

裏

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（抄） （認定輸出者に対する立入検査等） 第七条の十二 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定輸出者の事務所に立ち入り、実地にその第二種特定原産地証明書の作成に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第三十七条の二 第七条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
